中国朝鮮族と韓国人との教育交流の可能性に関する一考察

——韓国の在外同胞政策を中心に——

出　羽　孝　行

はじめに

延辺朝鮮族自治州（以下，延辺とする）における朝鮮族教育（中国朝鮮族を以下，朝鮮族とする）の民族教育は，特に1990年代後半より児童生徒数の減少によって農村部の学校が廃校に追いやられ，最近では都市の朝鮮族学校も児童生徒数の減少に悩まされている。このような朝鮮族学校の「危機」は中国の国内の問題としてのみ捉えるのには限界がある。朝鮮族は中国国内ではマイノリティであるが，朝鮮半島まで視野を広げれば世界的にも一定以上の人口を有する民族集団の一員であるとの見方も可能である。そこで，朝鮮族教育の「危機」の克服の可能性として大韓民国（以下，韓国）との交流促進を挙げることが出来る。玄武岩は中韓国交樹立後に韓国社会との接触の中で延辺朝鮮族のアイデンティティには変容の契機が見られ，韓国文化の流入は朝鮮族の生活パターンに変化を与えていると指摘しており[1]，韓国との接触は朝鮮族の今後に大きな影響を与えていることは生活の現状からみても間違いのないところである。それに加え，従来，朝鮮族の文化は中国では一少数民族のものに過ぎず，中国内では「周縁化」していたが，韓国との経済関係が親密化して韓国文化が中国社会に浸透して行くにつれて朝鮮族の持つ文化の社会的地位が向上するのではないかと考えられる。これは近年，主に東北部の漢族の間で朝鮮語（＝韓国語）の人気が高まっていることからも推察されるところである。

韓国人と朝鮮族の大学生を対象に実施した質問紙調査の結果では，朝鮮族，韓国人とも相手への関心の高さと民族意識の高さとは関連があることが判明している[2]。その意味では互いを理解し友好関係を高められるような相互交流が教育の場でも実施されることが朝鮮族教育を維持する上でも重要な事項であると考えられる[3]。そこで本論文では，教育面を中心に，韓国が在外同胞[4]といわれる

人々をどのように規定し，関わっていこうとしているのかを考察する。それにより，韓国の在外同胞政策の問題点を明らかにするとともに，韓国との関わりが今後の朝鮮族教育の展開に与える可能性について示唆することができると思われる。

なお，朝鮮半島には韓国以外に朝鮮民主主義人民共和国（以下，北朝鮮）が存在し，朝鮮族とは韓国以上に長い交流関係が存在するが，本論では中韓国交樹立後，朝鮮族社会の変容にも大きな影響を与えている韓国との関係にのみ言及することとする。

1　韓民族共同体と韓国人

1－1　在外同胞とは

（1）在外同胞法の定義

1999年に制定された「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」（以下，在外同胞法）は在外同胞の韓国内での法的地位に関して定めた法律である。同法第2条によれば，「大韓民国の国民として外国の永住権を取得したもの，又は永住する目的で外国に居住しているもの」か「大韓民国の国籍を保有していたもの（大韓民国政府樹立以前に国外に移住した同胞を含む），又はその直系卑属として外国国籍を取得したものの中で大統領令が定めるもの」のいずれかに該当する人々を指すとする。同法では前者を在外国民，後者を外国国籍同胞としているが，同法施行令第3条では後者の外国国籍同胞について，「大韓民族の国籍を保有していたもの（大韓民国政府樹立以前に国外に移住した同胞を含む。以下これと同じ）として外国国籍を取得したもの」か，「父母の一方，又は祖父母の一方が大韓民国国籍を保有していたものとして外国国籍を取得したもの」とし，外国国籍同胞の定義を「厳密化」している。在外同胞法第2条だけの解釈では1948年の韓国建国以前に国外に移住した人々とその子孫も対象になるが，同法施行令を合わせてみると，韓国国籍を所有していた人々の2代前までに遡及した子孫までを在外同胞に含めるということに限定される。実は在外同胞法は1999年に制定された当時，第2条の「外国国籍同胞」の定義では大韓民国樹立以前に外国に渡った人々とその直系卑属は除外されていたのだが，そうすると独立国家共同体（以下，CIS）在留の朝鮮人（いわゆる「高麗人」）と中国朝鮮族はその範疇から外れてしまい，「外国国籍同胞」の中で移住時期によって差別されるのは問題であるとされ，2001年に憲法裁判所が違憲判決を出したのを受け，2004年に改正された経緯がある。(5)

（2）在外同胞財団法の定義

1997年に制定された「在外同胞財団法」によれば，「在外同胞」とは「大韓民国国国民として外国に長期在留，又は永住権を取得した者」又は「国籍を問わず韓民族の血統を備えた者として外国で居住生活をする者」[6]とされる。

こちらの場合，「在外国民」についての定義は在外同胞法のものと変わらないものの，いわゆる「外国国籍同胞」の定義が血統主義に基づいていることが特徴として指摘できる。この定義では1860年代に中国に移住した朝鮮人の子孫も在外同胞の範疇に入ることとなり，在外同胞は無限に広がることになる。在外同胞法の定義は「過去国籍主義」に基づいたものであり，「血統主義」に外交通商部が反対した結果によるものによるというが，これに対する批判も存在する[7]。

いずれにしても法律によって定義が異なるということは在外同胞自体が社会状況に規定される，曖昧なものであることをはからずも露呈させている。外交通商部は以前，海外に居住する韓国国籍者のことを在外同胞としてきたが，近年は在外同胞をより広い意味で使用するようになってきており，「韓国民族」として外国に居住する人々すべてを包括する意味で使用されるようになってきているという[8]。韓国政府自体，1995年11月に作成された「在外同胞社会の活性化と支援方案」において，在外同胞のことを「国籍を問わず外国に居住する韓民族を総称する」ものとしている[9]。これらのことから，現在の韓国において在外同胞というと国籍を問わず，朝鮮民族の子孫（朝鮮民族の「血を引く」人）全体を指す用語であることが浸透していると考えられる。在外同胞に関連する関連用語としては「僑胞」，「僑民」があるが，林チョンスンらによれば「僑胞」は民族を中心とした概念であるのに対し，「僑民」は国籍を中心とした概念とのことである[10]。

1－2　在外朝鮮民族の現況

表1は韓国外交通商部在外国民移住課によって算出された在外同胞の現況である。それによれば，2007年現在，世界に居住する在外同胞は704万人にも及ぶ。この数には留学生などの在留者が含まれていたり，1952年から2005年の間に日本国籍を取得した「在日朝鮮人」の人数がそのまま「市民権者」として算出されていたりする[11]。朝鮮族についても，韓国人居住者と区別されてはいるが，中国に居住する「市民権」を取得している在外同胞として，日本国籍に帰化した在日コリアンと同じ位置付けにされている。

表1　居住資格別在外同胞現況（2007.5.1 基準推定値）

資格別 / 地域別	市民権者	永住権者	在留者		総計
			一般	留学生	
アジア地域	2,577,953	546,919	751,288	164,216	4,040,376
日　本	①296,168	499,553	80,530	17,489	893,740
中　国	2,244,398 ②(1,923,800)	3,112	438,238	76,412	2,762,160
その他	37,387	44,254	232,520	70,315	384,476
アメリカ地域	938,650	878,696	396,439	127,378	2,341,163
米国	825,420	732,329	354,031	105,131	2,016,911
カナダ	95,062	78,497	21,536	21,533	216,628
中南米	18,168	67,870	20,872	714	107,624
欧州地域	531,062	24,456	47,981	41,753	645,252
独立国家共同体	518,437	3,342	9,052	3,145	533,976
ヨーロッパ	12,625	21,114	38,929	38,608	111,276
中東地域	82	15	9,139	204	9,440
アフリカ地域	187	1,260	6,301	737	8,485
総　計	4,047,934	1,451,346	1,211,148	334,288	7,044,716

①在日同胞帰化者総数（1952~2005年、朝鮮籍を含む）：日本国法務省統計
②2000年度中国全国人口調査上の朝鮮族（中国国籍）総数
出典：外交通商部在外同胞協力課『在外同胞現況』2007年、p.26。

在外同胞数が在外同胞の概念と同様，社会状況に依存するものであるという象徴的な例として，1980年代後半から1990年代にかけて盧泰愚政権下で進められた，いわゆる北方外交が進展する状況下で韓国政府が算出する在外同胞数に大幅な変化が生じたことが挙げられる。外交部（当時）から出されている各年度の『外交白書』の資料編に掲出されている在外同胞数は1989年現在で全世界に227万2912人，1990年には232万99人であったのが，1991年には460万1570名と倍増している。これは前年まで含められていなかった中国や旧ソ連地域の在外同胞数を算出しはじめたからである[12]。民族と国民の概念を曖昧にして現地国籍を取得した人々も在外同胞とみなすことは，朝鮮族と韓国人との相互交流を実施するにあたっても様々な「摩擦」を起こすことが予想される。

1－3　韓民族共同体の概念

韓民族共同体が唱えられはじめたのは1980年代に遡る。1988年に統一民主党（当時）が出した韓民族共同体統一方案，そして1989年に第六共和国政府（当時の大統領は盧泰愚）が出した韓民族共同体統一方案が最初である[13]。政府の出した方案の要旨は南北朝鮮が「統一に至る中間段階として南北連合を形成し，究極的には自主，平和，民主の原則の下でひとつの民主国家として統一してい

こうとするもの」であり，「南北韓共同体という狭い意味でのみ使用された[14]」。もともと韓民族共同体は南北統一というイデオロギーに根源をおいていたのである。それが北方外交を経てこれまで交流がなかった地域の在外同胞との接触が始まったことをきっかけに在外同胞の概念自体，「南北韓だけではない，朝鮮半島周辺国に居住する同胞社会，ひいては全体在外同胞社会を包括するものとして次第に広がった[15]」という。

そして韓民族共同体は「韓民族として共通の血縁，地縁，言語，宗教，歴史，伝統，慣習をもった相互連帯する集団[16]」とされるようになってきた。李光奎は韓民族共同体を「世界に分散された韓民族が共同の目標に向かって互いに協力する体制」のこととし，その構成員は「壇君の子孫として韓民族の血統を持った人」としており[17]，血統に基づく「共同体」との立場を示している。金ジェギの主張する韓民族共同体は「韓民族の生から蓄積された意識と生活様式の統合形態として，民族アイデンティティを共有する韓民族文化圏を称する広義の概念」であり，「教育，言論，社会団体，法律，集居地域，芸術活動，各種文献情報資料，女性の生などが包含されうる[18]」という。

これらの定義は，韓民族共同体は民族アイデンティティを共有する韓民族（朝鮮民族）によって構成されるという立場である。そこで韓民族共同体を構築していくためには「まず在外韓人の韓民族としてのアイデンティティが確認されなければなら[19]」ないとの主張もなされることになる。

一方で，韓民族共同体をすべて血縁主義的に捉えている立場だけではないことも確かである。鄭ヨンフンは，韓民族共同体は構成員とされる人たちから合意を得ているわけではなく，理念や最終目的も明確化されておらず，形成中の概念だとしている[20]。また，韓民族共同体の構成員は韓国語が使えるとかいったことよりも韓民族の血統を有することが重要だとしながらも，実際には本人の主観的な所属意識がより重要かも知れないことを認めている。そして，具体的に「混血者」，「帰化人」の他に外国人であっても韓国人に友好的な人々も共同体の構成員になることができるとしている[21]。血縁主義的なつながりだけに頼るのでは居住地の他民族との婚姻などにより世代を重ねるにつれて「故国」との「記憶」が希薄化するであろう，朝鮮半島以外の地に居住する朝鮮民族を自明的に構成員に規定するのには限界があるからだろう。できる限り多くの人々を韓民族共同体の構成員に含めようとする立場からすれば，血縁主義を克服する概念が必要となる。そこで，韓国に対する愛着を持つ人々も韓民族共同体の対象としていくのはある意味で「自然の流れ」とも言える[22]。ここでも韓民族共同

体の境界は曖昧なことが確認された。

1－4　韓民族共同体の目的

韓民族共同体の概念が南北統一問題から出てきた当時，韓民族共同体は韓国政府による南北統一理念を韓国国内のみならず，北朝鮮にも広めるためのイデオロギー装置であった。しかし，在外同胞を含めた概念としてみた場合，韓民族共同体を構築することの目的はどこにおかれるだろうか。

李ジョンフンは韓国が在外同胞との共同体形成に成功した場合，「在外同胞，特に周辺強大国の在外同胞社会を媒介に周辺強大国の先進的な文化と技術を輸入し，これを活用して新しい文化と製品を作り，輸出できる」として，韓国が経済大国，文化大国として発展する国家目標を達成するのに資すると述べている[23]。そして，母国，故国の国際的地位の向上は在外同胞の居住国内での社会的地位向上につながるという[24]。

尹麟鎭は，韓国は天然資源がなく強国に囲まれているなかで韓国が「民族の生存を保存し国際社会で発展するためには全世界の在外韓人を人的資源として活用する必要性が非常に大きく」，「国際化時代に在外韓人の生存と発展のためにも互いの協力体系を構築することが必要である」とし，そのためには「全世界の在外韓人と母国を『韓民族共同体』という一つの共同体としてまとめて互いの交流と協力を活性化し，互いの発展に貢献することが理想的」であると主張している[25]。

金ジェギは世界150カ国に居住する韓民族を１つのネットワークで繋いで韓民族共同体を形成する必要性について，①国際社会での韓民族の国際競争力の向上，②平和で繁栄した東北アジア時代への積極的な対応，③世界韓民族経済文化領域の拡大，④分断された民族の統合という４つの側面から述べ，在外同胞が韓国という国の発展と南北統一に大きな役割を果たすことを示している[26]。また，彼はそれぞれの居住社会が世界の韓民族の中心になるということを認め，その上で国際化時代にふさわしい韓民族ネットワークを築くことができるとしているが，一方でそのような韓民族ネットワークには中心が必要であるとし，各自が所属する社会の構成員としての役割を果たしながら「母国」の発展にも寄与できるのが理想的であるとしている[27]。各地に居住する在外同胞への配慮も感じられる表現でありながら，韓民族共同体（ネットワーク）の中心は韓国であることが自明のこととされている。

これらのことからみえてくるのは，韓民族共同体の構築のために在外同胞政

策を積極的に進めていくことは民族内部の紐帯心を高めるという情緒的なものを満たすことにとどまらず，韓国の国家戦略として非常に有効であるということである。

1－5　韓国における韓民族共同体研究の問題点

こうした韓民族共同体への認識に対し，批判も存在する。延辺大学の朝鮮族学者である金強一によれば，韓民族共同体についての研究には極端な民族主義や血縁主義が濃厚であり，韓国中心主義的であるということ，そして韓民族共同体の基本的な目標と戦略について多くの人々にとって共通認識を持つに至るだけの視点ができていないことといった問題点があるという[28]。この２点はこれまで見てきた韓民族共同体の性格を端的に示している。韓国では朝鮮族の文化が韓国文化の下位文化に位置付けられる傾向があるというが，朝鮮民族は同一民族といいながらも居住する社会の影響をそれぞれ受けており，それを前提とした上での戦略的な視点が韓国では欠如しているという指摘も重要である[29]。また，在韓朝鮮族問題などを見るとき，韓国では朝鮮族を負担として認識している面があり，韓国は朝鮮族の持つ文化資源を低廉な対価で利用する反面，朝鮮族が出稼ぎなどとして韓国で就労することに対しては不寛容である点を批判している[30]。

韓国中心主義については玄武岩も指摘しているところである。彼は韓国の政界やマスメディア，市民団体などで行われている韓民族ネットワーク形成について，「韓半島（朝鮮半島）中心主義」的であるとし，「中心をもたないとするネットワーク本来の意味を欠」いているとしている[31]。世界に散らばる朝鮮民族を韓国中心に取り込んでいく動きは，アング（Ien Ang）のいう「トランスナショナルなナショナリズム」（原文は傍点付き）[32]の助長に繋がると言える。

在外移民が母国へ忠誠心を持って経済的貢献をするということで，移民を送り出した国の政府が彼らに二重国籍を与えたり優遇したりすることは他でも見られることであり[33]，韓国のみが特殊であるとは言えない。しかし，朝鮮民族全体の利益としながらも実のところ，韓国という国家の利益の観点から韓民族共同体の形成が志向されようとする動きは否定できない。この志向の実現性の有無はともかく，世界各地に居住する朝鮮民族のエスニシティの差異が取捨されて韓国中心のエスニシティに意図的に収斂され，結果として韓民族共同体の構想は狭隘なナショナリズムが国家を超えて存在するだけという危険性をはらんでいるのである[34]。

2　韓国における在外同胞支援政策

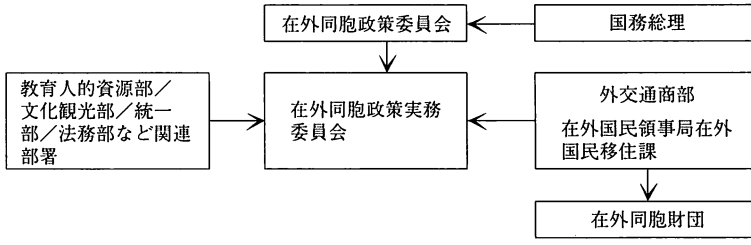
2－1　在外同胞政策の変遷

在外同胞政策とは「母国と在外同胞間の関係を定立し両者の発展関係を増進するための政府の目標，決定，活動を示す[35]」とされる。図１は在外同胞政策推進体系を示したものであるが，この図にみられるように政府の在外同胞政策の最終意思決定機関としては1996年に設立された在外同胞政策委員会がある。この委員会は2004年末に開かれて以来，事実上機能停止状態にあるという[36]。しかし，『外交白書』2007年版によれば2004年末の開催時には政策委員会の年１回開催と実務委員会の年２回の開催が決められ，2006年に開かれた第６次委員会では2007年度の在外同胞支援事業推進計画などが審議・決定されたといい，政府により在外同胞政策委員会は活性化されているとのことである[37]。

このように近年活発化しているように言われる在外同胞政策であるが，大韓民国建国以来，1990年代に至るまでの間には政府レベルでの在外同胞政策はなきに等しかった[38]。そもそも建国直後の韓国は朝鮮戦争に象徴されるように政情不安定と経済的貧困を経験しており，海外に居住する在外同胞に関心をもつ余裕などなかったのが現実であり，在日韓国人の法的地位問題についても冷戦の中では北朝鮮との体制競争という状況が優先されてきた[39]。

状況に変化が訪れたのは韓国におけるいわゆる民主化，そして冷戦構造の崩壊である。李ジェジョンがいうように，「冷戦期国家安保的な次元で扱われてきた在外同胞政策は文民政府の出帆と冷戦終息で『韓民族共同体』を維持する方向で認識の転換がなされた[40]」のである。

文民出身で大統領に選出された金泳三は，「韓民族共同体統一方案」を具体化するために1994年８月に「韓民族共同体結成のための３段階統一方案」を出



チェ＝ドンシク『在外同胞政策に関する法制的検討』国会事務処法制室、2005年、p.9の図より。

図１　在外同胞政策推進体系

し，同年11月には「世界化構想」を発表して，「韓民族共同体統一方案」を提示した李ホングを国務総理に据えてこの構想を推進するに至る。[41] 1995年１月には「世界化推進委員会」が結成され，この委員会で「在外同胞社会活性化支援方案」が議決された。そこでの在外同胞政策の基本方向は「①在外同胞に対する用語の明瞭化と地域別・国家別特性による支援強化。②世界化推進と関連した在外同胞活用と支援の改善。③在外同胞の国内活動の利便性の増進。④在外同胞支援体制整備」におかれた。[42] ここで特記されるのは「世界化」という韓国の国家戦略の中に在外同胞政策が位置付けられたということである。また，在外同胞の居住地域毎の特性を考慮した在外同胞政策の重要性が認識されるようになったということであろう。そして，④の支援体制整備を具体化したものとして，1997年には外交通商部傘下に在外同胞財団が設立された。

2008年初めまで大統領を務めた盧武鉉政権下での政府の在外同胞政策の目標は，①居住国内の権益伸張と役割強化，②韓民族としてのアイデンティと自己矜持心の高揚，③同胞間の和解と母国と同胞社会間の互恵的発展にあるとされた。[43] そして，政策方向として①在外同胞の居住国内での安定的定着のための自助努力の支援，②居住国内での法的・社会的地位向上と権益保護のための支援，③母国との紐帯増進のための国内での法的，制度的基盤の強化，④韓民族アイデンティティ涵養のための教育，文化交流などの各種事業支援，⑤在外同胞社会発展のための韓民族ネットワーク構築，⑥母国と居住国の間の友好増進と発展に寄与する人材育成が挙げられている。[44]

ここからわかることは在外同胞政策のいくつかの側面のうち，特に教育・文化的側面が重視されていることである。また，在外同胞政策は基本的には在外同胞への支援が中心であり，韓国に居住する韓国人と在外同胞の対等な形での相互交流という側面が弱いということも指摘できよう。ただ，たとえ対等な交流でなくとも在外同胞が居住国での社会的地位を向上させるのを支援するという点は朝鮮族の場合，中国国内での朝鮮語の社会的地位向上につながって民族教育を発展させていく上で有効に作用する可能性も考えられる。

2－2　朝鮮族対策の基本方向

盧武鉉政権下では，中国地域における在外同胞政策は非政治分野での交流の増進が掲げられ，具体的には①韓中友好関係増進のための中間協力者としての在中同胞社会の支援，②統一後の東北アジア平和秩序維持のための在中同胞の建設的寄与の育成，③韓中通商振興と人的・文化的交流向上に活用される躍動

的な同胞像の構築，④円滑な出入国，及び雇用環境調整のための安定的な交流協力の活性化が定められている[45]。ここでも文化，経済交流に主点がおかれた支援が重視されていることがわかる。

たとえ政治問題に直接関わる支援を行わなくとも，朝鮮族は「中国国民」であるため，韓国政府が朝鮮族を直接支援することは外交問題に発展することは十分に考えられることである[46]。それにも関わらず，韓国社会が朝鮮族への支援を行うのには，朝鮮族に対する期待に起因するところが大きい。尹麟鎭の主張にもあったように，韓国の国力を高めるために在外同胞を人的資源として利用することは韓国の国益に符合しているということによるものであるが，朝鮮族の場合は①韓国企業の中国進出，②韓国の大衆文化の中国への浸透（俗にいう「韓流」の中国での浸透），③相互理解や統一などの南北問題の解決などをそれに挙げることができる[47]。また，韓国社会が南北問題を考えるにあたり，朝鮮族を「長期的に民族統一という戦略的次元で眺める必要がある[48]」との指摘もある。

そこで，朝鮮族を韓国の国益に活用するためには朝鮮族が民族アイデンティティを維持し続けることが必要であり，そこから朝鮮族に対する教育・文化支援が必要ということに繋がるのである。李仁淳は中国政府との外交摩擦を避けながら朝鮮族の民族教育支援を行うためには在外ハングル学校（後述）への教育機材支援や教員養成支援を行うことが，実効性があるとしているように[49]，民族教育のハード面での支援が韓国にとって現実的な方策であろう。

1999年に延辺朝鮮族500名を対象に行われた面接調査によると[50]，朝鮮族が韓国に望んでいる支援として，韓国企業が延辺に進出して働く場を提供して欲しいといった回答が26.4%と最も多く，朝鮮族は韓国から経済的支援を最も求めていることがわかる。一方で，朝鮮族と韓国の間の紐帯を強化できる政策をたずねたところでは，地方自治体間の姉妹関係拡大や朝鮮族自身の二重国籍許容といったものを抜いて，教育関連支援を挙げるものが20.4%と最も多いことから，実際の交流として教育関係の交流を進めていくこと自体には認識のずれは少ないように考えられる。

3　在外同胞教育政策

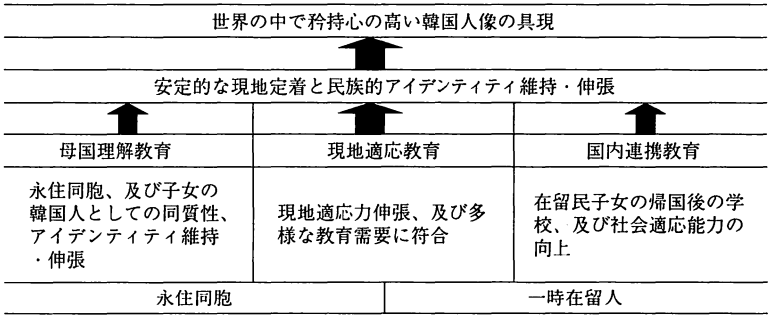
3－1　在外同胞教育政策

（1）在外同胞教育政策とは

在外同胞教育の目標は，教育人的資源部長官[51]（当時）の尹ドクホンによると，

「韓民族としてのアイデンティティ維持と母国に対する紐帯感を強化し，現地の模範市民として安定した生活の営みと尊敬を受ける市民として成長・発展できるように支援し，究極的には世界の中の自矜心の高い韓民族の像を具現することにある[63]」という。国の教育政策の根幹である教育基本法では第29条第２項において「国家は外国に居住する同胞に必要な学校教育又は社会教育を実施するために必要な施策を備えなければならない」として，韓国国籍者に限定せずに在外同胞のための教育を保障している。2007年に制定された「在外国民の教育支援等に関する法律」では「在外国民」の語を用いており，その定義を「外国に居住する大韓民国国民をいう」（第２条第１項より）として表面上は国籍主義に立っているが，第38条において，当該国の政府が認めない場合を除き，外国国籍同胞も在外国民の教育支援対象に含めることを認めている[63]。

但し，在外同胞教育の目標は永住同胞と一時在留民によって異なる。図２のように，永住同胞については母国理解のための教育，一時在留民については国内連携教育が重視されている。また，現地適応教育は双方にとって必要なものとみなされているが，その内容については若干の差異が考えられる。ただ，政策としては両者を明確に区別するものが曖昧のようである。日本の在外邦人に対する教育政策（いわゆる「海外子女教育」）と比較するとき，海外永住者や外国籍を取得した人々も同じ「在外同胞教育」というカテゴリーにされている点が韓国の特徴であると言えよう。



出典：『在外同胞のアイデンティティ確立と教育の方法－2003　韓国学国際学術大会資料集－』在外同胞教育振興財団、2003年、p.25。

図２　在外同胞の教育目標

（２）在外同胞財団による教育事業

表２は在外同胞教育支援機関とその関連業務についてまとめられた表であ

る。この表に見られるように，在外同胞教育政策を担当する機関は教育人的資源部，外交通商部そして文化観光部[54]などであり，それぞれの部署内の傘下機関が実際の政策を担当している。

表2　在外同胞教育関連機関と主要業務

所管部署	機関名	在外同胞教育関連業務
教育人的資源部	国際教育振興院	国内招聘教育課程／在外同胞現地演習／海外養子教育課程／海外派遣教育公務員職務演習／教材普及及び教育情報提供
	韓国学術振興財団	海外韓国学支援（現地大学支援中心）
	韓国教育課程評価院	韓国学校教材支援／韓国語能力試験
外交通商部	在外同胞財団	母国演習／ハングル学校支援／在外同胞奨学事業／在外同胞ＩＴ職業演習
	韓国国際交流財団	海外韓国学支援（資金支援中心）
	韓国国際協力団	開発途上国に対する支援
文化観光部	国立国語研究院	韓国語教材研究／韓国語教師演習
	韓国語世界化財団	韓国語普及に関する支援

金キョンチョン『在外同胞教育機関の効率的な運営のための政策課題－全日制正規学校である韓国学校を中心に－』金ギョンチョン議員室、2003年、p.3の表より。

先に見たように，外交通商部の傘下機関である在外同胞財団は1997年に外交通商部の外郭団体として設立され，在外同胞の「居住国内での安定した生活営為，韓民族としてのアイデンティティ維持と母国との紐帯強化，国家発展に在外同胞の力量[55]」を活用するといった事業目的を掲げている。在外同胞財団による在外同胞支援事業（2005年分）には表3にみられるように，調査研究事業，文化事業，広報事業，交流事業，教育事業，経済事業，情報化事業などがある[56]。そして，教育事業を具体的にみたものが表4である。この中で実際の事業内容を見ると，ほとんどが支援事業である。在外ハングル学校[57]の支援などもみられるが，全体として，中国や CIS といった現地国籍を持つ在外同胞への支援が中心になっていることが表の内容からは推測できる。また，事業別の予算額では教育事業が最も多く，全体の3割を占めていることから，教育支援は在外同胞財団の活動の中心をなしており，その対象の中心は CIS や中国であることがわかる。

また，教育人的資源部国際教育振興院では事業内容の一つに在外同胞教育の内実化というものがあり，在外同胞学生に短期，長期の韓国語や韓国文化の教育を行ったり，現地演習や在外同胞教育関係者招聘演習などのような事業を実施している[58]。

表3　2005年度在外同胞財団の事業（単位：千ウォン）

区　分	事　業　名	予　算
調査研究事業	（1）在外同胞社会実態調査事業	50,000
	（2）在外同胞研究基盤調整事業	496,000
	（3）在外同胞サイバー民援室運営	20,000
	（4）在外同胞歴史回顧展	60,000
	小　計	626,000
文化事業	（1）韓民族文化祭典	724,000
	（2）文化芸術団派遣事業	240,000
	（3）在外同胞文化芸術支援事業	340,000
	小　計	1,304,000
広報事業	（1）広報資料発刊事業	372,032
	（2）在外同胞言論支援事業	150,000
	小　計	522,032
交流事業	（1）在外同胞社会交流促進及び権益伸長活動支援	1,971,000
	（2）韓民族共同体具現事業	620,000
	（3）韓人の海外移住記念事業	500,000
	（4）国外養子招聘演習及び支援事業	290,000
	小　計	3,381,000
教育事業	（1）母国語及び民族教育支援事業	4,919,000
	（2）在外同胞奨学事業	781,000
	（3）在外同胞招聘教育演習事業	300,000
	（4）在外同胞サイバー韓国語講座開発、運営	222,000
	小　計	6,222,000
経済事業	（1）韓商ネットワーク運営事業	1,150,000
	（2）在外同胞経済交流促進事業	813,000
	小　計	1,963,000
情報化事業	（1）Korean.net 構築事業	219,000
	（2）Korean.net 運営事業	836,000
	小　計	1,055,000
在日民団支援事業	（1）在日民団支援事業	3,700,000
韓国語ニュース世界衛生放送網構築事業	（2）韓国語ニュース世界衛星放送網構築事業	1,500,000
総　計		20,273,032

チェ＝ドンシク『在外同胞政策に関する法制的検討』国会事務所法制室、2005年、p.11の表、及び李光奎・李グホン・金ボンソプ「未来韓民族共同体に備えた在外同胞政策ビジョン2020」『僑胞政策資料』第67編、2005年、p.232の表より。

表4　在外同胞財団の教育事業の内容

事　業	内　容
母国語及び民族教育支援事業	在外ハングル学校の運営費・教育機資材・教師演習支援・中国の民族学校支援・ＣＩＳ地域ハングル学校教師の特別訓練支援
在外同胞奨学事業	中国とＣＩＳ地域の現地児童生徒に対する奨学金支給と韓国への招聘・韓国留学中の同胞学生を選抜して奨学金支給
在外同胞招聘教育演習事業	在外同胞在学生及び青少年母国演習、在外同胞民族教育者招聘演習、ＣＩＳ地域韓国語教師招聘演習
在外同胞サイバー韓国語講座開発、運営	韓国教育と関連したゲーム、漫画、童話コンテンツの運営

出典：李光奎・李グホン・金ボンソプ「未来韓民族共同体に備えた在外同胞政策ビジョン2020」『僑胞政策資料』第67編、2005年、pp.233-234記載内容より作成。

3-2　在外同胞教育支援の問題点

これまでの考察から，在外同胞教育の問題点の中でも，特に朝鮮族のような「外国国籍同胞」に関わる部分についてまとめてみると，まず在外同胞の概念が不明確な点を挙げることができる。外国で永住する目的で居住する「外国国籍同胞」と，一時滞在者とではその目的は異なるはずであるが，明確に区別された上で政策がなされていないように思われる[59]。

二つ目に，在外同胞教育を担当する行政部署が複数にわたっており，重複した事業を一本化して限られた予算を効率的に使用することが求められている[60]。これは在外同胞政策全般に言えることで，在外同胞財団前理事長の李光奎らは在外同胞事業を行っている５つの機関の事業内容が在外同胞財団のものと類似しているので，これらの関連事業を在外同胞財団に移管するべきとの主張を展開している[61]。それに対し，教育人的資源部の出版物では，在外同胞教育と国際教育交流業務関連の執行機能を教育人的資源部傘下の国際教育振興院に一元化するべきとの意見が見られるため[62]，解決するのは容易ではない。

三つ目に，長期的な視点に立った在外同胞教育の必要性が指摘できる。在外同胞の現地での社会的立場や居住地域などの多様性に配慮することは当然必要であり，朝鮮族の場合は財政支援を非常に必要としており，韓国側としては朝鮮族の民族同質性についても重視したいところである。そんな中で韓国政府が直接資金援助をすることは朝鮮族の国内における立場を複雑なものにさせる危険性がある。そこで姉妹校関係を結んだ韓国側の学校や民間団体が朝鮮族学校を支援することが期待されるが[63]，一方的な支援ではこうした，政府が全く関与しない支援の場合でも限界がある。経済支援に何らかの意味付けがなされない

限り，支援する側の負担ばかりでは継続が難しくなる。一方的な支援関係が固定化しないようにするために，資金援助以外で朝鮮族にも韓国人にも役立つ交流活動の可能性について考慮していく必要があるだろう。

4　在外同胞支援の実態—教育文化交流を中心として—

4－1　在外同胞教育支援の類型

これまでの考察から，韓国では国家戦略として在外同胞を支援していくという必要性が認識されていることが理解できた。もちろん，その中では在外同胞も得られるものもあり，単純に韓国に在外同胞が利用されるといった構図ではない。ただ，韓国と在外同胞が民族という帯でつながっていくためには在外同胞が朝鮮民族としての自己認識や自己矜持心を維持し，できれば韓国語や韓国文化も体得しておくことが必要となってくる。そこで，在外同胞に対する教育政策が重要になってくるわけであるが，こうした政策は一方で在外同胞の居住国政府との間で摩擦を生じさせる可能性が出てくる。その結果，特に中国のように朝鮮族が自国の少数民族として国民とされている国家では政府が直接支援するのではなく，民間（政府機関の外郭団体を含む）主導による支援が理想的という考えが出てくるということが確認された。

朝鮮族の教育支援に関連する在外同胞教育支援は，これまでの考察と合わせて考えれば，民間レベル中心の支援として，①朝鮮族学校と韓国の学校との間での姉妹校締結，②児童生徒や教員などの教育関係者訪問演習，③児童生徒への奨学金支給や朝鮮族学校への資金（物品含む）援助などが想定される。以下，東北亜平和連帯の発行している『朝鮮族教育資料集』や，各種メディアなどの情報から教育支援の実態についてみていくこととするが，ここでの考察は韓国による朝鮮族教育支援の傾向を個別事例から把握するためのものであり，体系的な考察とはなっていないことを断っておく。

4－2　姉妹校交流

学校同士の姉妹交流状況については，韓国でも延辺でも全国統計を見つけることはできなかった。韓国政府の国際教育交流担当窓口である教育人的資源部国際教育情報化局国際教育協力課では，朝鮮族学校と韓国の学校との姉妹関係がどの程度存在するかはわからないということであり[64]，そもそも全国の学校を網羅した統計は存在していないようである。

実際の姉妹校交流の一例として，瀋陽チュガン朝鮮族小学校とソウルにある

ヨンマ初等学校との交流[65]では，韓国側から朝鮮族小学校へ奨学金，児童の運動服40着，児童図書150冊等を寄贈したという。東北亜平和連帯が中国の朝鮮族学校の関係者を対象に行ったインタビュー報告でも資金援助や韓国との姉妹校交流を望む朝鮮族学校の声が紹介されているが，そこにはやはり資金援助への期待が表れている[66]。こうした活動は実質的には韓国の学校が朝鮮族学校を支援するという形での交流になっており，交流行事などのプログラムを通じて生徒同士の対等な関係を如何に築いていくかが課題となろう。

4－3　教育関係者の相手国訪問

姉妹校交流の一環としての教員や児童生徒の相手校訪問もあるので，姉妹校交流と明確に分けるのは難しいが，ここでは姉妹校関係以外での教育関係者の直接交流事業の事例を見ることとする。

まず，朝鮮族学校教員の韓国招聘[67]についてである。海外韓民族教育振興会と海外韓民族研究所の招聘により朝鮮族自治州で民族教育に尽力している教員を表彰する，延辺朝鮮族文化発展推進委員会が主管する海外韓民族教育振興賞が2001年より設けられており，これまでの受賞者30名[68]を2006年４月24日から28日まで招聘する行事が行われた。韓国の観光巡りや国会訪問，現代自動車やサムソン電子の工場見学などの行事などを通じて「母国」の発展を見学したという。実際に参加した人の声としては以下のものがあった。

「（前略）我が民族教育の振興のためにあれこれ気をもんでくださった，ありがたい方々の恩を永遠に忘れることなく，世宗大王が創製なさった我が民族の優秀な文字と言葉を固守するために，中華民族の大家庭で最も優秀で最も堂々として最も強靱な民族として，立派に保たれるために自分の全身を捧げようと思う[69]。」

次に教育指導者を招聘した，韓国内での演習の内容の一例を考察してみたい。例えば，在外同胞財団と国際教育振興院により，2005年８月17日から24日まで行われた教育指導者招聘演習の講義録，事例発表集をみると[70]，韓国の教育行政関係者や大学教授らにより，伝統文化や韓国史といった伝統文化に関わる講義や，リーダーシップ論のような教育指導関係の講義が実施されていることがわかる。事例発表文には，海外の韓国学校やハングル学校，そして朝鮮族学校の校長をはじめとした管理職を中心に44名分の文書が記載されている。こうした参加者の属性から，韓国への帰国を前提とした人々が学ぶ教育機関の人々と，朝鮮族のように外国人として暮らしている朝鮮民族のための学校の教員と

いったように，目的や内容がかなり異なる教育機関に所属している人々が一緒に参加していることがわかる。

4－4　児童生徒への奨学金支給や朝鮮族学校への資金援助

朝鮮族学校への経済的支援としては姉妹校交流を通じたものの他，在外同胞財団が朝鮮族学校に情報機器を寄贈したり[71]，韓国企業が朝鮮族大学生に奨学金を支給したり[72]といった活動が見られる。

朝鮮族学校などへの図書支援の例についてみると，KBS，ソウル教育大学校，東北亜平和連帯，在外同胞財団などの主催により，2004年５月と12月に中国とロシアの同胞に対し，子どもの童話，偉人伝，科学・技術書籍，文化作品，一般教養書籍など約10万冊が中国とロシアに寄贈された。中国の場合，延辺朝鮮族自治州図書館に50%，残り50%は東北三省にある30余カ所の民族学校に分配し，10余カ所の重点朝鮮族学校に朝鮮語図書閲覧室を設置するための支援が行われた[73]。図書支援事業は東北亜平和連帯の中国での主要事業であり，主催団体の若干の違いはあるが2003年度にも同様事業が行われており[74]，継続事業であると思われる。

他には，東北亜平和連帯の２人の支援者がおよそ半年間にわたって延辺内の29の朝鮮族学校を巡回してコンピュータの点検・修理事業をしたり，朝鮮族学校教員に学校のＨＰ作成のための技術講座を開催したりといった活動も存在する[75]。

5　朝鮮族と韓国人の間の交派の課題

5－1　韓国による朝鮮族への教育支援の持つ意味

朝鮮族と韓国との間の，主に教育面での関係は，韓国から朝鮮族側への一方向の支援が目立つ。これは中国（特に東北三省）と韓国との間に経済格差がある状況ではやむを得ないことではあろう。

このことを踏まえた上で，韓国からの支援が朝鮮族教育に与える影響としては以下の点を挙げることができる。まず，中国内で朝鮮語媒体（図書・雑誌）が減少しており，朝鮮語での情報を入手する手段が限定されている中，韓国からの各種図書の支援は朝鮮族が朝鮮語や民族アイデンティティを維持する上で有効であるということである。２つ目は，朝鮮族学校の情報化の進展は朝鮮族学校の教員や児童生徒の情報活用能力の育成に役立つのみならず，インターネットを通じた韓国との関係構築，交流の促進に有効になるのではないかという

ことである[76]。このための支援は学校の発展のみならず，情報リテラシーを持った人間の育成に繋がり，朝鮮民族のオンライン・ネットワークが広がる可能性がある。3点目としては，これが最も現実的，かつ効果的な支援であると言えるかも知れないが，資金不足である朝鮮族学校が経済的に助かるということである。そもそも外国からの援助によらなければ学校教育を維持できないこと自体，中国の学校が自国の教育行政の不備を認めることになるのであるが，あからさまな政治色がない限り経済支援は行政の「不足」を補う役割を担うことになる。実際，朝鮮族学校側が韓国側に対して望んでいることとして，直接的な経済支援の他に姉妹校関係締結や教員の韓国招聘研修，そして図書やコンピュータの支援，教員の再教育などがみられる[77]。筆者は中国現地の朝鮮族学校関係者から韓国の学校との姉妹交流を望む声をきいたことがあるが，朝鮮族学校としては自国の行政からの支援が受けられない部分を姉妹学校締結によって補おうと期待している面があることも否定できないだろう。

5－2　韓民族共同体・在外同胞政策の今後の方向性

本論文では直接触れなかったが，在韓朝鮮族の韓国での待遇問題によって朝鮮族の韓国を見る視点は決して友好的なものとは言えない。そんな中で，金強一や玄武岩も認める韓国中心主義的な韓民族共同体概念は，朝鮮族に簡単に受け入れられるとは考えにくい[78]。この問題を考えるには金強一が主張する，韓民族共同体内の構成員相互が利益を得ることを前提とした韓民族共同体形成の目標が参考になる。彼によれば韓民族共同体は「世界の発達民族との経済的，文化的に同等な位置の確保に貢献し，ひいては世界化時代にあっての我が民族の繁栄のための世界的な協力体[79]」であるとし，韓民族共同体形成のための具体的目標を以下の2つの側面で設定しようとしている[80]。1つは，「朝鮮半島を核心にした朝鮮民族の文化と経済ブロック化の形成」であり，もうひとつは「朝鮮半島を核心として世界各国の僑胞社会の完璧な辺縁文化体系を形成し，世界の他の文化体系との効果的な交流機制を作ることでグローバリゼーションの中での朝鮮民族の位置を確保」することである[81]。朝鮮半島に一定の役割を求めながらも世界各地に居住する朝鮮民族がそれぞれの文化を活かしながら主体的に関われることが示されていると言えよう。

そこでは政治的内容を避けるとともに血縁主義的，情緒的でない関係が求められる。外交問題化することを避けると共に，特定の地域を中心としない韓民族共同体を構築しようとすれば，経済・文化面での緩やかなネットワークで結

ばれた共同体が構想される必要がある。また，そうでなければ朝鮮族をはじめとした，世界各地の在外同胞の支持を得ることは困難であろう。

5－3　朝鮮族と韓国人の関係における問題点と課題

韓国と朝鮮族との交流関係が始まってから表れた肯定的側面として，金スンチョルらは1990年代中頃の段階で次のように述べている。それは①朝鮮族社会と韓国社会の間の文化共同体基盤が初歩的な面で形成されたこと，②朝鮮族社会の経済発展と韓国企業の中国進出の踏み台になったこと，③民族文化建設のための大きな援助と新しい生活様式の形成に積極的な影響を与えたこと，の3点である。また，否定的側面としては①朝鮮族と韓国人の間の純粋な民族感情が次第に弱化していること，②互いの文化的次元での理解不足によって対立感情が大きくなっていること，③朝鮮族社会に不健全な「韓国病」が蔓延していることを挙げている[62]。これは今から約10年前に言われたことであるから，現在は変化が見られる側面もあるものの，両者の出会いはお互いに様々な影響を与えており，朝鮮族社会が経済的，文化的に影響力のある韓国文化を背景に存在している限り，同化する可能性は低いとの見方もあり[63]，韓国の存在が朝鮮族の民族性に大きな影響を与えていることは事実である。

最後に，これまでの考察を踏まえて朝鮮族と韓国人の教育交流のこれからについて，まとめと若干の示唆を行っておきたい。まず，現在は韓国から朝鮮族学校への一方向的な支援が主流であるものの，韓国人の側も在外同胞への関心を持ちはじめることで民族意識を再確認していると考えられ，その意味では朝鮮族の存在は韓国人にとっても民族を見つめ直す機会になるから，当面はこの関係を維持していくことで先の交流に繋げていくことができるということが言える。

二つ目には，上のようなことを言えたとしても，やはり両者が対等な立場で交流しあえる状況ではないので，相手を理解するための教育活動がなされる必要がある（特に韓国で）。国際理解の教育の中で在外同胞理解の教育も含めるとよいのではないかと考える。その際，民族というものを自明のものと見るのではなく，より柔軟に考えられるような工夫が必要である。また，朝鮮族と韓国人が相互的な関係を築くために，朝鮮族側は近代化が進んだ韓国で失われた伝統文化などを韓国（人）に供給すること等も考えられよう。

三点目は，両者の教育や文化面での交流が相互的になるためには韓民族共同体概念の再構築以外に，双方の社会での変革が必要不可欠である。韓国では国

内の文化の多様性への認識が深められることが重要である。中国では行政の側が教育行政予算の確保を明確に行うことによって韓国からの経済支援に頼らずに朝鮮族学校を運営していけるような条件整備を進めていく必要がある。

相手への関心の高さが自らの民族意識に影響を与えるということを前提とするならば，対等な形での相互交流関係の構築がよりよい形ではある。対等な形での関係構築の必要性は在外同胞を支援する民間団体の幹部も認識しており，今後の検討課題としていたが[84]，経済格差のある状況ではすぐに対等な相互交流関係を築くことは難しい。従って，当面は一つ目で述べたような関係が継続することも容認する必要があるが，より重要なことは互いの子どもにこうした関係を固定的に認識させないようにすることであろう。

おわりに

本論文では韓民族共同体について考察したうえで，韓国の在外同胞政策や朝鮮族教育支援についてみていくことによって韓国の存在が朝鮮族教育の危機の打開に何らかの影響を与えられる可能性について検討してきた。朝鮮族にとって韓国は経済資本を得るために有用な国であるのみならず，自身の民族文化を調達する地でもあるが，韓民族共同体概念が曖昧であること，そして韓国中心的な考えが韓国で強いという問題がある。今後，韓民族共同体の概念の更なる問い直しが必要であると共に，対等な相互交流関係をどのように構築していくかが課題であることが確認できた。

この中でより重要なことは双方の学校で学んでいる子どもたちが相手との友好関係をどのように築いていくことができるかにかかっているように思われる。そこで，今後は韓国と朝鮮族との教育交流の意味についてより体系的に考察していくことが必要である。特に，姉妹学校交流について着目していきたい。

註

ハングル文献については原題等のあとの〈 〉の中にその邦訳を記した。同文献を再掲出する際は煩雑を避けるため邦訳を用いた。

(1) 玄武岩「越境する周辺—中国延辺朝鮮族自治州におけるエスニック空間の再編—」『現代思想』第29巻第4号，青土社，2001年，p. 207 参照。

(2) 2004年夏に筆者が韓国と延辺の大学生432名を対象に実施した質問紙調査の結果による。詳細は出羽孝行「朝鮮族と韓国人の相互認識に関する研究—大学生への質問紙調査の結果から—」現代韓国朝鮮学会『現代韓国朝鮮研究』第6号，新書館，2006年

を参照。

(3) 金友子は韓国におけるディアスポラ研究や「同胞」の位相に関して興味深い考察を行っている（金友子「『同胞』という磁場」『現代思想』2007年6月号，青土社，pp. 211-224 参照）。

(4) 「在外同胞」概念の検討は後述するが，本論文においては原則として，国籍に関係なく海外に居住する朝鮮民族という意味で使用する。本来，この語はカギ括弧をつけて用いるべきであるが，煩雑を避けるために本文中ではカギ括弧をつけない。

(5) 在外同胞法の問題点，憲法不合致問題については，岡克彦「韓国における『在外同胞』の概念とその対策―『在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律』の制定をめぐって―」『ノモス』№13，関西大学法学研究所，2002年(a)，岡克彦「在外韓国人の法的地位とその政策―韓国・『在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律』の制定と憲法裁判所の違憲決定をめぐって―」『法学研究』38-2，北海学園大学法学会，2002年(b)，pp. 249-281，崔季洙「재외동포법과 재중한인의 법적 지위」『한국근현대사연구』제29집，도서출판 한울（崔季洙「在外同胞法と在中韓人の法的地位」『韓国近現代史研究』）第29集，図書出版ハヌル），pp. 91-112，최우길「한민족공동체와 재외동포―새로운 동포정책 수립을 위한 시론―」『2005년도 개천절기념학술회의 발표논문집 지구촌시대 한민족공동체론의 의의와 과제』（崔佑吉「韓民族共同体と在外同胞―新しい同胞政策樹立のための試論―」『2005年度開天節記念学術会議発表論文集 地球村時代の韓民族共同体論の意義と課題』）2005年，p. 22-27 などを参照。

(6) 在外同胞財団法第2条より。

(7) 崔佑吉，前掲論文，2005年，p. 25 参照。在外同胞法試案段階では「外国国籍同胞」の位置付けは「血統主義」に基づいていたが，最終決定に至るまでには法務部と外交通商部との省庁間の権限争いや，「血統主義」に対する中国政府の反発も影響していたという（岡克彦，前掲論文，2002年(a)，pp. 359-360 参照）。

(8) 진동섭・윤여탁・모경환・홍창남「재외동포교육의 실태와 개선방안연구」『비교교육연구』제16권 제2호，한국비교교육학회（陳ドンソプ・尹ヨタク・牟ギョンファン・洪チャンナム「在外同胞教育の実態と改善方案研究」『比較教育学研究』第16巻第2号，韓国比較教育学会），2006年，pp. 3-4，及び임천순（집필책임자）등『국제 교육행정』한국교육행정학회（林チョンスン（編集責任者）など『国際教育行政』韓国教育行政学会），2006年，pp. 300-301 参照。実際，外交通商部が発行する『外交白書』でも，国籍にかかわらず海外に居住する朝鮮民族全般という前提で「在外同胞」という名称が用いられている（『2007년 외교백서』외교통상부〈『2007年 外交白書』外交通商部〉，2007年参照）。なお，「韓国民族」と「朝鮮民族」は同意。「韓人」や「韓民族」も基本的には「朝鮮民族」と同意である。

(9) 岡克彦，前掲論文，2002年(a)，p. 351 参照。

(10) 林チョンスン（編集責任者）など，前掲書，pp. 300-301 参照。

(11) 尹麟鎭は外交通商部の在外韓人統計（2001年分）について，数字の一貫性と正確性の無さを指摘している。（윤인진『코리안디아스포라―재외한인의 이주，적응，정체성―』고려대학교출판부（尹麟鎭『コリアンディアスポラ―在外韓人の移住，適応，

アイデンティティー』高麗大学校出版部），2004年，p.7 参照）

(12) 이재정「탈냉전과 한국정부의 재일동포 정책 변화」『동아시아 연구』제8호（李ジェジョン「脱冷戦と韓国政府の在日同胞政策」『東アジア研究』第8号），2004年，p.233 に指摘された事実について，実際に筆者が各年度の『外交白書』で確認した。なお，この当時の『外交白書』の資料では「在外国民」が使用されており，用語の不統一が見られる。

(13) 이종훈「한민족공동체와 한국 정부의 역할」『재외한 인연구』제12권2호，재외한인학회（李ジョンフン「韓民族共同体と韓国政府の役割」『在外韓人研究』第12巻2号，在外韓人学会），2002年，p.63 参照。

(14) 同上，pp.63-64。

(15) 同上，p.64。

(16) 同上，p.66。

(17) 李光奎「한민족공동체（ＫＣ）와 민족문화」『한민족공영제』（李光奎「韓民族共同体（ＫＣ）と民族文化」『韓民族共栄体』）7，海外韓民族研究所，1999年，pp.94-95。

(18) 김재기「세계 한민족공동제와 남북통일 그리고 재외한인의 역할」『통문협 동향과 논단』제2호，통일문제연구협의회（金ジェギ「世界韓民族共同体と南北統一そして在外韓人の役割」『統文協 動向と論壇』第2号，統一問題研究協議会），2004年，p.62。

(19) 이승우・임채완등『재외한인의 법적지위제한과 분쟁해결』북코리아（李スンウ・イム＝チェワンなど『在外韓人の法的地位制限と紛争解決』ブックコリア），2006年，p.25 参照。

(20) 정영훈「민족통일운동의 제4국면－'한민족공동체학' 서설－」（鄭ヨンフン「民族統一運動の第4局面－'韓民族共同体学' 序説」）前掲『2005年度 開天節記念学術会議発表論文集 地球村時代の韓民族共同体の意義と課題』，pp.6-7 参照。鄭ヨンフンによれば，「韓民族」という民族名称自体，これを使用しない在外同胞がいることも考えれば，韓国側の観点が反映したものだと指摘している（同論文，p.6 参照）。

(21) 鄭ヨンフン，前掲論文，pp.6-7 参照。

(22) この場合，韓国に愛着を持つ外国人を在外同胞とみなすかどうか，つまり韓民族共同体の構成員と在外同胞は同義なのかということが問題となる。李光奎らは血縁的には韓民族ではないが，韓国に利益を与えたりできる親韓的な人々を「韓人ユビキタス人口」として在外同胞の概念に含めることを提起している。また，このような人々を含めた上での民族意識のことを「新しい民族意識（拓かれた民族意識）」と呼んでいる。（이광규・이구홍・김봉섭「미래 한민족공동체를 대비한 재외동포정책 비전 2020」（李光奎・李グホン・金ボンソプ「未来韓民族共同体に備えた在外同胞政策ビジョン 2020」）『僑胞政策資料』第67輯，海外僑胞問題研究所），2005年，pp.183-184 参照）

(23) 李ジョンフン，前掲論文，2002年，pp.77-78 参照。

(24) 同上，p.78 参照。

(25) 尹麟鎭，前掲書，p.16 参照。

(26) 金ジェギ，前掲論文，pp. 58-59 参照。

(27) 同上，pp. 62-63 参照。また，金ジェギーは南北統一がなければ世界韓民族共同体の形成を達成することはできないとし，南北統一に最大の価値をおいている（同論文，pp. 63-64 参照）。

(28) 김강일「한민족공동체 형성을 위한 중국조선족의 역할」（金強一「韓民族共同体形成のための中国朝鮮族の役割」）『地方行政研究』第15巻第1号，韓国地方行政研究院，2001年，pp. 4-5 参照。

(29) 同上，pp. 15-19 参照。

(30) 同上，p. 15 参照。出稼ぎ朝鮮族の韓国社会での待遇問題は，朝鮮族と韓国人との交流関係の中で大きな位置を占めており，互いの印象を形成する主要因になっていると考えられる。

(31) 玄武岩「浮遊するディアスポラ―『延辺チョンガ』をめぐる中国朝鮮族のアイデンティティ・ポリティックス―」『東京大学大学院情報学環紀要　情報学研究』№69，2005年，p. 83 参照。

(32) イエン・アング（Ien Ang）著，小沢自然訳「ディアスポラを解体する―グローバル化時代のグローバルな華人性を問う―」テッサ・モーリス＝スズキ（T. Morris-Suzuki），吉見俊哉編『グローバリゼーションの文化政治』平凡社，2004年，p. 287。イエン・アング（Ien Ang）は，脱領土化されてはいるが，明確に境界線が規定され，成員性が限定されている想像の共同体を生成する考え方を「ディアスポラのナショナリズム」として，こうしたナショナリズムのことを「トランスナショナルなナショナリズム」と呼んだ（同論文，pp. 285-291 参照）。

(33) 送り出し国としては移民達が再び帰国することは望まずに，豊かな国で成功して愛国心による経済的，政治的貢献をすることを期待するという現象は，南米系のアメリカ移民に見られたようである。(Alejandro Portes, "Conclusion: Towards a new world—the origins and effects of transnational activities", *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 22, No. 2, 1999, p. 467 参照)

(34) 韓国で述べられる韓民族共同体概念が韓国中心の思考になってしまうのは，韓国のナショナリズムにおいてはエスニック・グループとネーションが異なるものであるとの認識が十分に理解されていない状況が存在しているということ（古田博史・小倉紀蔵『韓国学のすべて』新書館，2002年，pp. 24-27〈木村幹「ナショナリズム」の項〉参照）とも関連があるように思われる。

(35) 尹麟鎭，前掲書，p. 325。

(36) 이정훈「재중동포정책의 방향」鄭一永・朴椿浩『中国国籍朝鮮族과 脱北難民問題―韓・中修交十年―』한국문원（李ジョンフン「在中同胞政策の方向」鄭一永・朴椿浩『中国国籍朝鮮族と脱北難民問題―韓・中修交十年―』韓国文院），2003年，pp. 122-123，及び尹麟鎭，前掲書，2004年，p. 327，崔佑吉，前掲論文，2005年 p. 26 参照。在外同胞政策委員会は世界化推進委員会の「在外同胞社会活性化支援方案」に基づき，従来の在外国民政策審議委員会に代えて設置されたものである（崔佑吉，前掲論文，2005年，p. 26 参照）。

(37) 外交通商部，前掲書，2007年，p. 219 参照。

(38) 崔佑吉，前掲論文，2005年，p.23 参照。韓国の在外同胞政策は「無関心」「没理解」「無対策」の「3無政策」であったという声も存在する（李光奎・李グホン・金ボンソプ，前掲論文，p.188 参照）。

(39) 李ジェジョン，前掲論文，2004年，p.228 参照。

(40) 同上，p.235。

(41) 同上，p.234 参照。

(42) 同上。

(43) 외교통상부『참여정부의 재외동포정책』(外交通商部『参与政府の在外同胞政策』) 2006年，p.11 参照。

(44) 同上，pp.14-15 参照。

(45) 同上，pp.15-16 参照。

(46) 李仁淳は「我々が中国朝鮮族に対する交流支援の基本原則と方向を実賦するにあたり最も重要な変数は，中国の利害関係であるということができる」として，韓国が朝鮮族に対する交流や支援を行うに際して中国との外交摩擦を避ける必要があることを示唆している。(李仁淳『중국조선족에 대한 교류지원과 무제점에 관한 연구』〈『中国朝鮮族に対する交流支援と問題点に関する研究』〉延世大学校 行政大学院北韓学専攻 碩士論文，2000年，p.78 参照)

(47) 李ジョンフン，前掲論文，2004年，p.111 や金ジェギ，前掲論文，2004年，pp.70-71 などを参照。

(48) 임채완「연변조선족의 북한・통일관 조사연구」『한국과 구제정치』제18권 제4호，경남대학 교 극동문 제연구소（イム＝チェワン「延辺朝鮮族の北韓・統一観調査研究」『韓国と国際政治』第18巻第4号，慶南大学校極東問題研究所)，2002年，p.197。

(49) 李仁淳，前掲論文，p.83 参照。

(50) ここで引用した調査結果は，임채완・김경학「중국 연변조선족의 민족정체성 조사 연구」『대한정치학회보』10집1호，대한정치학회（イム＝チェワン・金キョンハク「中国延辺朝鮮族の民族アイデンティティ調査研究」『大韓政治学会報』10集1号，大韓政治学会)，2002年，pp.247-273 の内容による。

(51) 教育人的資源部は2008年2月に組織改定により，科学技術部の一部と統合して教育科学技術部となったが，本論文では従来の「教育人的資源部」の名称を用いている。

(52) 윤덕홍「참여정부의 교육정책 및 재외동포 교육 추진 방향」『개혁시대』제5권 제4호（尹ドクホン「参与政府の教育政策及び在外同胞教育推進方向」『改革時代』第5巻第4号)，韓国社会発展市民実践協議会，2003年，p.32。

(53) しかし，国会議員（当時）の金キョンチョンは，「在外同胞教育は韓国人として民族アイデンティティを確立し，現地社会に成功的に適応するように助ける反面，韓国の国家発展のためにも重要な事案であることに間違いない」（김경천『재 외동포 교육기관의 효율적인 운형을 위한 정책과제—전일제 정규학교인 한국학교를 중심으로—』김경천의원실〈金キョンチョン『在外同胞教育機関の効率的な運営のための政策課題—全日制正規学校である韓国学校を中心に—』金キョンチョン議員室〉，2003年，p.3）とし，「韓国人としての民族アイデンティティ」を強調していることか

ら，在外同胞教育は非常に微妙な問題をはらんでいることも事実である。

(54) 文化観光部は政府の組織改定により，情報通信部の一部，及び国政広報処と統合して2008年２月より文化体育観光部となったが，本論文では従前の名称で統一する。

(55) 우주희『재외동포 한국문화교육 프로그램 지원 모델 개발 연구』한국문화관광정책연구원（ウ＝ジュヒ『在外同胞韓国文化教育プログラム支援モデル開発研究』韓国文化観光政策研究院），2006年，p.24。

(56) 李光奎・李グホン・金ボンソプ，前掲論文，pp.229-230，及びウ＝ジュヒ，前掲書，pp.24-26 参照。

(57) 在外ハングル学校とは在外教育機関のひとつで，「在外国民に韓国語や韓国の歴史，及び韓国文化などを教育するために在外国民団体などが自主的に設立して当該地域を管轄する在外公館の長に登録した非正規学校」のこと。在外教育機関と呼ばれるものは他に「在外国民に『初・中等教育法』の規定による学校教育を実施するために教育科学技術部長官の承認を得て外国に設立された教育機関」である韓国学校，そして教育科学技術部長官が「在外国民に対する生涯教育及びその他の教育活動を実施するために必要と認定するときに「外交通商部長官と協議して外国に」設置する教育機関である韓国教育院（括弧内は「在外国民の教育支援等に関する法律」からの引用）がある。中国においては，中国政府との協議のなかで韓国教育院が未だ設置できないでいる実情があるという（イム＝チョンスン，前掲書，2006年，p.315 参照）。

(58) 国際教育振興院の主要事業については，서정화『국제교육진흥원의 국가간 국제교육교류・협력의 실태 및 개선방안 연구』교육인적자원부（徐ジョンファ『国際教育振興院の国家間国際教育交流・協力の実態及び改善方案研究』教育人的資源部），2003年，pp.33-44 を参照のこと。

(59) もちろん，永住同胞や外国国籍同胞と一時在留民が同じ教育プログラムを受講するのが一般的になっていると言えるものではないが，問題は在外同胞教育というカテゴリーに一括りにされているという点である。

(60) 在外同胞教育政策を行う韓国政府の部署間に事業の重複がみられるという問題点については，徐ジョンファ，前掲書，2003年，pp.51-52，及び李ジョンフン，前掲論文，2002年，p.84-85 など参照。

(61) 李光奎・李グホン・金ボンソプ，前掲論文，p.235 参照。

(62) 徐ジョンファ，前掲書，p.91 参照。

(63) 김욱동・강선보「재외동포교육의 발전방안에 관한 연구」（金ウクドン・カン＝ソンボ「在外同胞教育の発展方案に関する研究」）『教育論叢』第29集，高麗大学校教育大学院，1999年，p.17 参照。金ウクドンやカン＝ソンボらは，政府以外による朝鮮族支援について東北三省の学校と韓国の学校が姉妹校交流を締結し，教師演習や教材支援などのようなものや企業による図書館建設などを想定している（同論文，p.17 参照）。

(64) 国際教育情報化局国際教育協力課の職員に対する聞き取りによる。（2005年９月）。

(65) この事例の内容は「（教育）瀋陽チュガン朝鮮族中学校と韓国ソウルのヨンマ初等学校の姉妹結縁式」延辺通信 http://www.yanbiannews.com/ 2004年２月27日付を参照した。なお，2008年５月３日現在，上記のサイトは開くことができず，延辺通信とい

うサイトは廃止されている。

(66) 東北亜平和連帯の発行している『조선족 교육 자료 모음』(『朝鮮族教育資料集』)の「2.3 학교취재내용정리」(「2.3 学校取材内容の整理」)より。この資料集は紙媒体としても出されているが，筆者がソウルの東北亜平和連帯事務所にて Ms-word ベースのファイルデータとして入手したものを参照した。紙媒体とファイルでは内容の構成などに違いはあるが，情報そのものの矛盾はない。

(67) この事例は「옌볜 조선족 교사 30명 24일부터 모국 나들이」『중앙일보』(「延辺朝鮮族教師30名，24日から母国へ」(中央日報』) 2006年4月22日付，29面 (中央日報のweb，http://article.joins.com 〈2006年6月18日確認〉)，及び「수상자 한국방문 소감특집 (4편)」(「受賞者韓国訪問の所感特集 (4編)」)〈2006年5月22日付》『〔문화산맥〕 중국연변조선족문화발전추진회』(『〔文化山脈〕中国延辺朝鮮族文化発展推進会』) のサイト (http://koreancc.com/ 〈2008年5月3日確認〉) を参照した。

(68) 前掲「受賞者韓国訪問の所感特集 (4編)」では参加者は27名となっている。

(69) 前掲「受賞者韓国訪問の所感特集 (4編)」の中の，延吉市中央小学校の朴ファ氏の言葉 (「잊혀지지 않는 한국방문길」〈「忘れられない韓国訪問の道」〉) より。

(70) ここでの記録は『2005 재외동포교육지도자 초청연수 강의록 및사례 발표문』국제교육진흥원 (『2005 在外同胞教育指導者招聘演習一講義録及び事例発表文一』国際教育振興院)，2005年 (演習時に使用されたる思われる講義録と発表文の収録された冊子) を参照した。

(71) ウ=ジュヒ，前掲書，p.348 の表を参照。

(72) 前掲『朝鮮族教育資料』の「4.3.6 10명 우수학생 LG전자장학금 획득」(「4.3.6 10名優秀学生，LG電子奨学金を獲得」)〈延辺日報，2003年12月6日付記事からの引用〉を参照。

(73) 김판준「중국 교육 교류 현황과 발전 방안」『제3회 동북아코리안 네트워크 국제회의』동북아평화연대 (金パンジュン「中国教育交流の現況と発展方案」『第3回東北アジアコリアンネットワーク国際会議』東北亜平和連帯)，2004年，pp.11-12 参照。

(74) 前掲『中国朝鮮族教育資料集』の「3.1. 중소학교 도서지원보고서」(「3.1. 小中学校図書支援報告書」) 参照。

(75) 同上資料中の「3.3 중소학교 컴퓨터 점검수리 보고서」(「3.3. 小中学校コンピュータ点検修理報告書」) 及び「3.2 중소학교 홈페이지제작교육지원」(「3.2 小中学校ホームページ製作教育支援」) 参照。

(76) 金強一と同じく朝鮮族研究者である許明哲は，超国家的・超地域的な共同体文化意識の形成の必要性について触れ，文化面での朝鮮民族ネットワークについて，世界に住んでいる朝鮮民族の共同の発展を目標とするものとしている。特に多くの困難に直面している朝鮮族教育を活性化させるためにインターネットなどの情報網を利用した民族教育を提唱している (허명철『전환기의 연변조선족』료녕민족출판사〈許明哲『転換期の延辺朝鮮族』遼寧民族出版社〉，2003年，pp.141-165参照)。

(77) 前掲『朝鮮族教育資料集』の「2.3.1 료녕성조선족사범학교 김상여교장 인터

뷰」(「2.3.1　遼寧朝鮮族師範学校　金サンヨ校長インタビュー」), 及び「2.3.5　통화현동안소학교　김연숙교장선생님　인터뷰」(「2.3.5　通化県小学校　金ヨンスク校長先生のインタビュー」) 参照。

(78) 金強一は韓国政府に対し, 朝鮮族社会を血統的な関係にのみ執着してはならないこと, そして朝鮮族と韓国人の葛藤の解消に力を注ぐべきことを主張している (김강일「남북통일에　있어서　중국　조선족의　역할」〈金強一「南北統一にあたっての中国朝鮮族の役割」〉『僑胞政策資料』57, 海外僑胞問題研究所, 1998年, pp. 42-43参照)。

(79) 金強一, 前掲論文, 2001年, p. 10。

(80) 同上, pp. 10-11 参照。

(81) ここで金強一がいう「辺縁文化」は「元の文化の性格と外部文化の性格を同時に備え, また二つ以上の文化体系の融合により, 新しい文化体系を形成する複合性的な文化体系を示す」ものだという。朝鮮族の文化がまさにそれにあたる。(同上論文, p. 6 参照)。

(82) 김승철・김강일・허명철「중국조선족사회와　한국사회간의　교류협력　실태와　그　과제」『在外同胞政策의方向과　課題—在中僑胞政策을　中心으로—』(金スンチョル・金強一・許明哲「中国朝鮮族社会と韓国社会の間の交流協力の実態とその課題」『在外同胞政策の方向と課題—在中同胞政策を中心に—』) 大韓民国国会21世紀東北亜研究会, 1996年, pp. 32-37 参照。

(83) 金強一, 前掲論文, 1998年, p. 31 参照。

(84) ソウル市麻浦区の東北亜平和連帯事務所での, 筆者による聞き取りによる (2005年9月21日)。

キーワード　民族教育, 在外同胞教育政策, 中国朝鮮族